

議案第二十四号

港区立保育園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立保育園条例の一部を改正する条例

港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表に次のように加える。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 港区立しばうら保育園分園 | 東京都港区芝浦一丁目十六番一号 |
| 港区立東麻布保育園    | 東京都港区東麻布二丁目一番一号 |

第四条第二項中「及び港区立しばうら保育園」を「、港区立しばうら保育園」に改め、「しばうら保育園」という。」の下に「及び港区立東麻布保育園（以下「東麻布保育園」という。）」を加える。

第六条中「又はしばうら保育園」を「、しばうら保育園、港区立しばうら保育園分園（以下「しばうら保育園分園」という。）又は東麻布保育園」に改める。

第七条第二項並びに第十一条第一項及び第二項第四号中「又はしばうら保育園」を「、しばうら保育園、しばうら保育園又は東麻布保育園」に改める。

#### 付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （説 明）

しばうら保育園分園及び東麻布保育園を新たに設置するとともに、指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。